

利用規約

第1章 総則

(利用規約の適用)

- 第1条 当社は、この利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、以下の条項により、交代勤務の現場スタッフの勤務シフト作成を支援するシステム（システム名称：勤務シフト作成お助けマン）のサービスを提供します。
2. 個別の利用契約において本規約の内容と異なる特約をしたときは、当該特約が本規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

- 第2条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
- (1) 「本サービス」とは、本規約に基づき当社が提供する交代勤務の現場スタッフの勤務シフト作成を支援するシステム（システム名称：勤務シフト作成お助けマン）の提供サービスのこと。（本サービスの提供に必要な外部事業者が提供している外部システムの利用を含む。）
 - (2) 「契約者」とは、本サービスの利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者のこと。
 - (3) 「ユーザー」とは、当社と契約者が締結した本サービスの利用契約に基づき、実際に本サービスを利用する個人又は部署であって、契約者が指定し、当社がこれを承認したもののこと。
 - (4) 「利用契約」とは、当社と契約者との間に締結される本サービスの提供を目的とする契約のこと。
 - (5) 「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるため契約者又はユーザーが設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアのこと。
 - (6) 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアのこと。
 - (7) 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備、本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線、及び本サービスの提供に必要な外部事業者が提供している外部システムのこと。
 - (8) 「消費税等」とは、消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課のこと。
 - (9) 「ユーザーコード」とは、1ユーザーに対し1つ付与される、当該ユーザーを識別

し、本サービスの利用を可能とするために用いられる符号のこと。

- (10) 「パスワード」とは、1ユーザーに対し1つ付与される、ユーザーコードと組み合わせて当該ユーザーを識別し、本サービスの利用を可能とするために用いられる符号のこと。

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、本規約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(本規約の変更)

第4条 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、その変更の時点から、変更後の本規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の本規約の内容を契約者に通知するものとします。

(知的財産権その他の権利)

第5条 契約者は、利用契約に基づいて、本サービスを利用することの許諾を受けるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(合意管轄)

第6条 契約者又はユーザーと当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 本規約を含む利用契約に規定のない事項又は規定はあるがその解釈が明らかでない事項について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。

す。なお、本規約を含む利用契約の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約全体の有効性には影響がないものとします。

第2章 契約の締結等

（利用契約の締結等）

第9条 利用契約は、本サービスの契約者が、当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、契約者及びユーザーは、本規約を含む利用契約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、契約者が申込を行った時点で、当社は、契約者及びユーザーが本規約を含む利用契約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。

3. 当社は、契約者又はユーザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。

- (1) 契約者又はそのユーザーが実在しない場合
- (2) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、利用申込の際に法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
- (3) 契約者が利用申込書又は利用変更申込書に記載した内容、その他当社に対し通知若しくは申告した内容に、事実と異なる点又は記載漏れ等があった場合
- (4) 契約者が本サービスの利用料金その他の債務の支払を怠るおそれがあると当社が合理的に判断した場合
- (5) 契約者が、現に本サービスの利用料金その他の債務の支払を怠っているとき、又は過去にその支払を怠ったことがある場合
- (6) 契約者が、現に第12条第1項の処分を受けている場合、又は過去に同項の処分を受けたことがある場合
- (7) その他、当社が利用契約又は利用変更契約の締結を不相当と合理的に判断した場合

（通知義務等）

第10条 契約者は、本サービスの利用に関するシステム管理担当者をあらかじめ定めたとし、第9条所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則としてシステム管理担当者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用申込書に記載された「契約者情報」又は「ユーザー登録情報」に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書を速やかに提出し、当社の承諾を受ける

ものとしします。

3. 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があったときは、当社に対し、利用変更申込書を速やかに提出し、当社に通知するものとしします。
4. 当社は、契約者が前各項の通知等を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとしします。

(本サービスの一時的な中断)

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとしします。

- (1) 本サービス用設備等の保守・点検を臨時又は緊急に行う場合
 - (2) 本サービス用設備等のうち、本サービス用設備以外の提供が中断された場合
 - (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災その他の非常事態が発生し、又はそのおそれが生じたために、法令・指導等により通信の制限等の要請・指示があった場合、又は当社がそれを必要と合理的に判断した場合
 - (5) その他、当社が運用上又は技術上の理由で本サービスの一時的な中断が必要であると合理的に判断した場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期保守・点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとしします。
 3. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者、ユーザー又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとしします。

(利用契約の解除等)

第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく、利用契約の全部若しくは一部を解除し、又は、当社が必要と認める間、契約者及びそのユーザーに対する本サービスの全部若しくは一部の提供を停止することができるものとし、そのほか、本サービスの正常な運営を回復・維持するために必要な措置をとることができるものとしします。

- (1) 契約者又はユーザーが本規約を含む利用契約に違反した場合
- (2) 契約者又はユーザーがユーザーコード又はパスワードを不正に使用し、そのほか本サービスを不正に利用した場合
- (3) 契約者又はユーザーが本サービスの運営に支障を生じさせる行為をした場合
- (4) 契約者が、本サービスの利用料金の支払を遅滞し、又はこれをあらかじめ拒絶し

た場合

- (5) 契約者が、成年後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判を受けた場合
- (6) 契約者について、仮差押え、差押え若しくは競売の申立て若しくは破産、民事再生若しくは会社更生の申立てがあった場合、又は契約者が清算に入った場合
- (7) 契約者が、租税公課を滞納して滞納処分を受けた場合
- (8) 契約者について、手形交換所の取引停止処分があった場合
- (9) 契約者が、支払を停止し、又は支払不能となった場合
- (10) 契約者の資産・信用又は事業に重大な変化が生じ、利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると合理的に認められる場合
- (11) 第9条第3項各号に該当する事由が判明した場合
- (12) その他、契約者又はユーザーに本サービスを利用させることが不適当と合理的に判断される場合

2. 前項各号のいずれかに該当する場合は、契約者は、当社に対する一切の債務について、期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を履行するものとします。

(本サービスの廃止)

第13条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスを廃止することができるものとし、その廃止により契約者又はユーザーに対し損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。

- (1) 廃止日の6ヶ月前までに契約者に通知した場合
- (2) 当社の帰責事由によらずに本サービスの継続が不可能又は著しく困難となった場合

第3章 サービス

(本サービスの内容)

第14条 当社が一般的に提供する本サービスの内容は、別紙「勤務シフト作成お助けマン 提供サービス」に定めるとおりとします。

2. 当社は、契約者に対する事前の通知なくして、本サービスの内容・仕様等を変更することがあります。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金)

第15条 本サービスの利用料金は、別紙「勤務シフト作成お助けマン 料金表」に定め

るとおりとします。

2. 契約者は、本サービスの利用料金と併せて、これに係る消費税等を支払うものとします。
3. 契約者は、当社が発行する請求書に従い、第18条、第19条に規定する支払期限までに、当社が指定する金融機関に振り込む方法により、本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料は、契約者の負担とします。
4. 前各項の規定に拘わらず、販売店から本サービスを購入した契約者は、販売店との契約に従い、販売店に対して本サービスの利用料金を支払うものとします。

(遅延利息)

第16条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、当社の指定する方法により支払うものとします。

(月額払いと年額一括払い)

第17条 契約者は、本サービスの申込みに当たり、利用料金の支払いについて、月額払いと年額一括払いのいずれか一方を選択するものとします。

(月額払い)

第18条 契約者が月額払いを選択した場合の取扱いは、以下のとおりとします。

- (1) 月額払いの利用契約は、期間の定めのない契約とします。契約者及び当社は、30日の予告期間において当社が定める方法により通知することにより、利用契約を解約することができるものとします（ただし、当社による解約については、その解約日を月の最終日としなければならないものとします。）。
- (2) 契約者は、毎月の利用料金を、当該月の翌月末日までに支払うものとします。
- (3) 契約者による本サービスの利用が月の中途から開始した場合であっても、契約者は、当該開始日を含む月について、1か月分の利用料金の全額を支払うものとします。契約者が月の途中で利用契約を解約した場合も、同様とします。
- (4) 契約者が、本サービスの利用を開始した後6か月を経過する前に、利用契約を解約もしくは利用箇所を減らす場合（なお、月の途中で本サービスの利用を開始し、又は利用契約を解約もしくは利用箇所を減らすときであっても、それぞれ当該月を1か月として計算するものとします。）、契約者は、その6か月に満たない期間分の利用料金を支払わなければ、当該解約もしくは利用箇所を減らすことができないものとします。
- (5) 契約者と当社の間で利用変更契約が締結された場合は、翌月1日から、年額一括

払いの契約に変更することができるものとします。

（年額一括払い）

第19条 契約者が年額一括払いを選択した場合の取扱いは、以下のとおりとします。

- （1） 申込みから1年間の利用確約することで年額一括払いの料金を適用いたします。
利用期間中において、契約者が利用契約を解約する場合には、利用料金の返金はいたしません。
- （2） 契約者は、本サービスの申込みをした日が属する月の翌月末日までに、1年分の利用料金を支払うものとします。
- （3） 第1項の期間が満了する60日前までに当社より利用継続の案内を行います。30日前までに、契約者又は当社のいずれからも別段の意思表示がないときは、年額一括払いの利用契約がさらに1年間自動更新されるものとし、それ以降も同様とします。
- （4） 第1項の期間中、契約者と当社の間で利用変更契約が締結された場合は、契約満了月翌月1日から、月額払いの契約に変更することができるものとします。

第5章 契約者の義務等

（自己責任の原則）

第20条 契約者及びユーザーは、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与

え、若しくは第三者から損害を受けた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされ、若しくは第三者に対しクレーム等の請求を行う場合、当社に帰責事由が存するときを除き、すべて自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

2. 契約者は、ユーザーがその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該ユーザーと連帯して当該損害の賠償を行うものとします。

（本サービス利用のための設備設定・維持）

第21条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続又は本サービス利用のための環境に不具合がある場合、契約者が本サービスを利用することができなかったとしても、当社は契約者に対して何らの責任を負わないものとします。

(ユーザーコード及びパスワード)

第22条 当社は、契約者が指定し、当社が承認したユーザーごとに、ユーザーコード及びパスワードを発行します。ユーザーコード及びパスワードは、契約者及びユーザーの責任で厳重に管理することとし、契約者及びユーザーは、当該ユーザーコード及びパスワードによる本サービスの利用は、当社との関係では、すべて当該ユーザーによりなされたものとみなされることを承諾します。ユーザーコード及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者、ユーザー及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第23条 契約者及びユーザーは、本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) ユーザー以外の第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (5) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (6) リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等により、本サービスを解析する行為
- (7) 不正アクセスに該当する行為
- (8) 過度のリクエスト等、本サービスの停止や障害を誘発する行為
- (9) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (10) 本サービス又は本サービスを通じて入手した情報若しくは資料を、契約者内部における勤務シフトの作成・利用という目的を超えて利用する行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第24条 契約者及び当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下本条において同じ。）に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除す

ることができるものとします。

- 一 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- 三 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- 五 その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約者及び当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

3. 契約者及び当社は、自己または自己の下請または再委託先業者（下請または再委託契約が数次にわたるときには、そのすべてを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項もしくは前項各号に該当しないことを確約します。

4. 契約者及び当社は、その下請または再委託先業者が前項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとらなければならないものとします。

5. 契約者及び当社は、自己または自己の下請もしくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請もしくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うものとします。

6. 契約者及び当社は、本条第3項から前項のいずれかの規定に違反した場合、相手方は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができるものとします。

7. 契約者及び当社が前各項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により自己に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第6章 当社の義務等

（善管注意義務）

第25条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、当社は、契約者又はユーザーの個々の行為、及び契約者又はユーザーが提供又は伝送する個々の情報について、これを監視する義務を負うものではありません。

（本サービス用設備等の障害等）

第26条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧するよう努めるものとします。
3. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ当該不具合の解消に向けて協力するものとします。

第7章 情報の取り扱い

（契約者及びユーザーのデータの取り扱い）

第27条 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用又は技術上必要であると合理的に判断した場合、契約者及びユーザーが本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

2. 当社は、理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、本サービス用設備等に記録された契約者及びユーザーのデータ等について、当社の責任で消去するものとします。
3. 当社は、本条に基づいて契約者及びユーザーのデータを消去したことによって契約者又はユーザーに生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。
4. バックアップデータ及びログデータを含む契約者及びユーザーのデータは、不正なアクセスや改ざんを防ぐため、当社の本サービス担当者の一部しかアクセスできない、限られたアクセス権のもとで保管されます。但し、裁判所、その他の法的な権限のある官公庁からの命令等により当該データの開示ないし提出を求められた場合は、外部に提供する可能性があります。

（個人情報の取り扱い）

第28条 当社は、本サービス遂行のため契約者より提供を受けた情報に含まれる個人情報

報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報の取扱いについて、関連法令を遵守するものとします。その他、個人情報の取扱いについては、前条第4項の定めが重疊的に適用されるものとします。

第8章 損害賠償等

（損害賠償の制限）

- 第29条 当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由を直接の原因として契約者に現実に発生した通常の損害の範囲内に限られるものとし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、間接損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、及び逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。
2. 前項により当社が損害賠償責任を負う場合の賠償額は、本サービスの損害が発生した部署、1部署単位とし、6か月分の利用料金を上限とします。
3. 当社に故意又はこれと同視すべき重大な過失がある場合は、前2項の規定は適用しないものとします。

（免責）

- 第30条 本サービス又は利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の各号に掲げる損害を含め、前条第1項に規定する損害以外の損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入に起因する損害
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受等に起因する損害
- (6) 契約者又はユーザーにおいて、コンピュータウィルス対策ソフトの導入や、ユーザーコード及びパスワードの厳重な管理など、通常のセキュリティ対策をとって

いなかったことに起因して発生した損害

- (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (9) 本サービス用設備等のうち、本サービス用設備以外における不具合に起因して発生した損害
- (10) 本サービスに付随して当社が提供している各種ツール(様式9出力ツール等)にて発生した損害、及び各種ツールに起因して本サービスで発生した損害

平成24年2月1日制定

平成26年8月1日改定

平成27年6月1日改定

平成28年11月29日改定

平成29年6月1日改定

平成30年7月10日改定

2019年4月1日改定

2020年12月1日改定

2022年1月11日改定

2022年2月1日改定

2023年4月1日改定

2024年3月1日改定

別紙 勤務シフト作成お助けマン 提供サービス

1. 本サービス内容

本サービスでは、勤務シフトの自動作成支援を行います。

勤務シフト作成お助けマン Day および 勤務シフト作成お助けマン Crew

「本サービス用設備」を利用してサービスをご提供します。

勤務シフト作成お助けマン Time

「本サービス用設備等」の『外部システム』を利用してサービスをご提供します。

2. 本サービス利用可能時間

勤務シフト作成お助けマン Day

24時間365日。ただし、原則毎月第2木曜日の7:00～10:00（定期メンテナンス作業時）および、第11条第1項の場合を除く。※上記曜日時間以外に停止する場合には、別途通知を行います。

勤務シフト作成お助けマン Time

24時間365日。ただし、原則毎月第2火曜日の7:00～10:00（定期メンテナンス作業時）および、第11条第1項の場合を除く。※上記曜日時間以外に停止する場合には、別途通知を行います。

勤務シフト作成お助けマン Crew

24時間365日。ただし、原則毎月26日の7:00～10:00（定期メンテナンス作業時）および、第11条第1項の場合を除く。※上記日時以外に停止する場合には、別途通知を行います。

3. 導入支援サービス

お客様のご要望に応じて、実費にてサービス提供するものとします。

4. サポートサービス

当社が提供するサポートサービスは、本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言とします。なお、販売店から本サービスを購入した契約者は、販売店との契約に従い、販売店からサポートサービスの提供を受けるものとします。

(1) サポートサービス窓口（連絡先）

下記の通り、電話、電子メールアドレスの連絡先を定めるものとします。

電子メール：kshift_support@jrs.co.jp

電話：042-571-8028（勤務シフト作成お助けマンサポート担当）

(2) サポートサービス時間

平日（月曜日～金曜日）の 10:00～12:00、13:00～17:00

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始の休日（12月28日～1月4日）および当社が指定する特別休日（当社から通知します。）を除く。

5. 契約者設備に関する仕様

契約者は、以下の仕様を満たす契約者設備を設定・維持するものとします。

(1) 動作環境

勤務シフト作成お助けマン Day

PC

- ・オペレーティングシステム : Windows
- ・ブラウザ : Google Chrome、Microsoft Edge

スマートフォン

- ・端末種類 : iPhone、Android端末
- ・ブラウザ : Google Chrome、Safari (iPhoneのみ)

勤務シフト作成お助けマン Time

PC

- ・オペレーティングシステム : Windows
- ・ブラウザ : Google Chrome、Microsoft Edge

タブレット

- ・端末種類 : iPad端末
- ・ブラウザ : Safari

スマートフォン

- ・端末種類 : iPhone、Android端末
- ・ブラウザ : Google Chrome (Androidのみ)
Safari (iPhoneのみ)

勤務シフト作成お助けマン Crew

PC

- ・オペレーティングシステム : Windows
- ・ブラウザ : Google Chrome

(2) 電気通信回線

インターネットに快適に接続可能なネットワーク

以 上

別紙 勤務シフト作成お助けマン 料金表

勤務シフト作成お助けマン Day

■ 初期費用

¥0

■ 1 箇所あたりの利用料金

1 箇所の人数	月額払い	年額払い
1名～50名	¥12,000	¥120,000
51名～	別途見積	別途見積

※上記料金は、「利用箇所数：50箇所まで」の場合です。

※利用箇所数が50箇所を超える場合や、個別見積りにより契約者と別途合意した場合には、その金額を初期費用及び利用料金とします。

■ オプション

スマートフォン勤務希望登録・ 勤務予定参照機能の利用	月額払い	¥3,000	1 箇所（1名～50名）
	年額払い	¥30,000	51名以上は別途見積
操作説明会		¥50,000	操作説明会（1 回）
設定作業支援		¥50,000～	設定作業支援（1 箇所）

※お客様へ訪問する際の交通費は、別途実費請求となります。

※記載金額（初期費用、1 箇所あたりの利用料金、オプション）は、全て税抜価格です。

※お支払い方法は、当社からの請求書に基づく銀行振込みのみとなります。

振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

勤務シフト作成お助けマン Time

■ 初期費用

¥0

■ 1箇所あたりの利用料金

1 箇所の人数	月額払い	年額払い
1名～20名	¥6,000	¥60,000
21名～30名	¥9,000	¥90,000
31名～40名	¥12,000	¥120,000
41名～50名	¥15,000	¥150,000
51名～	別途見積	別途見積

※上記料金は、「利用箇所数：50箇所まで」の場合です。

※利用箇所数が50箇所を超える場合や、個別見積りにより契約者と別途合意した場合には、その金額を利用料金とします。

■ オプション

操作説明会	¥50,000	操作説明会（1回）
設定作業支援	¥50,000～	設定作業支援（1箇所）

※お客様へ訪問する際の交通費は、別途実費請求となります。

※記載金額（1箇所あたりの利用料金、オプション）は、全て税抜価格です。

消費税は含まれておりません。

※お支払い方法は、当社からの請求書に基づく銀行振込みのみとなります。

振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

勤務シフト作成お助けマン Crew

■ 初期費用

¥0

■ 1名あたりの利用料金（月額払い）

¥700

※利用規約第19条に定める「年額一括払い」は、勤務シフト作成お助けマン Crewでは設定がありません。

※個別見積りにより契約者と別途合意した場合には、その金額を利用料金とします。

■ オプション

操作説明会	¥50,000	操作説明会（1回）
設定作業支援	¥50,000～	設定作業支援（1箇所）

※お客様へ訪問する際の交通費は、別途実費請求となります。

※記載金額（1名あたりの利用料金、オプション）は、全て税抜価格です。

消費税は含まれておりません。

※お支払い方法は、当社からの請求書に基づく銀行振込みのみとなります。

振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

以 上